

指定訪問介護・指定介護予防訪問サービス・指定生活支援訪問サービス
重 要 事 項 説 明 書

神港園しあわせの家ホームヘルプセンター

指定訪問介護・指定介護予防訪問サービス・指定生活支援訪問サービス(以下、「訪問介護等」という。)を提供するに当たり、事業所の概要やサービス内容、その他ご留意いただきたいこと等につき説明いたします。

1. 事業所(法人格)の名称等

事業所名	社会福祉法人 神港園		
所在地	〒651-2311 神戸市西区神出町東 1188-345		
電話番号	078-965-1407	F a x 番号	078-965-1225
代表者	理事長 高谷 明		
設立年月日	昭和 26 年 1 月 23 日		

2. 事業所の概要

種 別	指定訪問介護・指定介護予防訪問サービス・ 指定生活支援訪問サービス		
事業所名	神港園しあわせの家ホームヘルプセンター		
介護保険事業所番号	2875001964		
所在地	〒651-1132 神戸市北区南五葉 1 丁目 2-30 濱岡ビル 201 号		
電話番号	078-596-6660	F a x 番号	078-596-6662
事業所長(管理者)	管理者 玉田 庸子		
開設年月日	平成 19 年 8 月 1 日		

3. 併設サービス事業

指定居宅介護支援事業	神港園西鈴蘭台ケアプランセンター
------------	------------------

4. 事業実施区域

神戸市北区君影町、星和台、鳴子、北五葉、南五葉、藍那、甲栄台、ひよどり台、 鈴蘭台西町、鈴蘭台南町、泉台

5. 受付窓口の開設日及び開設時間等

営業日	月曜日～土曜日	営業時間	9 時～ 1 7 時 3 0 分
-----	---------	------	------------------

6. サービスの特徴と運営方針

要介護及び要支援状態等にある利用者一人一人のご希望をできる限り尊重し、訪問介護計画及びサービス計画に沿ったサービスを提供いたします。

利用者が、可能な限り自立した居宅生活を営むために必要な、食事、排泄、入浴等の介護をはじめ、掃除、買い物支援、調理、洗濯等の日常生活全般にわたる援助も行います。

7. 職員配置状況

職位及び職種	資 格	配置人員
管 理 者	介 護 福 祉 士	1 名
サービス提供責任者 及び訪問事業責任者	介 護 福 祉 士	3 名以上(兼務)
訪問介護員	介護福祉士、実務者研修修了 基礎研修修了、初任者研修修了 ヘルパー1 級・2 級 神戸市生活支援訪問サービス従事者 研修修了	1 0 名以上

8. 訪問介護サービスの概要

訪問介護・介護予防訪問サービス

(1)身体介護	食事介助	入浴介助	排泄介助	清拭	体位交換	通院介助等
(2)生活援助	食事調理	買物	掃除・洗濯	各種代行		

生活支援訪問サービスは、(2)の生活援助に限られます。

- (1) 生活援助サービスは、介護保険が規定する内容の範囲内でサービスを提供します。単なる話し相手、ペットの世話や大掃除、草取り等については介護保険では認められていません。
- (2) 同居家族がおられる場合、生活援助サービスが一部制限される場合があります。

9. サービス提供時間

サービス提供時間	9時00分～17時30分(日・年末年始は除く)
----------	-------------------------

※但し、休日、時間外については相談に応じ適宜対応いたします。

10. サービス利用料概算

利用料については別紙をご確認ください。

※介護保険料の滞納等により法定代理受領(現物給付)が行えない場合は、償還払いによるサービス利用となります。

11. サービス利用料等の支払方法

サービス利用料のお支払いは、1カ月ごとに請求し、翌月の指定日に指定口座から引き落としさせていただきます。(初回利用月は、銀行手続きの関係で現金払いになることがあります。)

12. サービス利用の変更(中止・追加)

利用予定の変更(中止・追加)の場合は担当ケアマネジャー・地域包括支援センター及び事業所へのご連絡をお願いします。

13. キャンセル料

サービス提供予定時刻の1時間前までにサービス利用中止のご連絡をいただけない場合は、キャンセル料1,000円(消費税別)が発生します。

但し、介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービスにおいてはこの限りではありません。

14. 事故発生時の対応

訪問時利用者に体調不良や急変等が生じた場合は、ご家族等と相談の上、主治医またはご希望の医療機関に連絡し、医師の指示を受けて対応いたします。

15. 賠償責任

サービスの提供に伴って、事業所の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。万が一の事故発生に備え、損害保険に加入しています。但し、当該事故の発生に利用者の故意または過失が認められる場合は、事業者の損害賠償の額を減ずることが出来ます。

利用者が、サービスの実施にあたって利用者の自己責任に基づいて事故が発生した場合は、事業者は損害賠償責任を負いません。

利用者は、自己の責に帰すべき事由により事業者または他の利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。

16. 虐待の防止

管理者は、利用者の権利の擁護・虐待の防止のために、下記の対策を講じます。

- ①虐待防止推進のため、虐待防止のための指針を整備します。
- ②虐待防止の普及啓発のため、従業者に対して定期的な研修を実施します。
- ③虐待防止を検討するための委員会として虐待防止検討委員会を設置し、その検討結果を従業者に周知します。
- ④虐待防止に関する責任者を選定し、相談・報告等の体制を整備します。
- ⑤苦情解決体制を整備します。
- ⑥成年後見制度の利用を支援します。

17. 身体的拘束等の適正化推進

管理者は身体的拘束等の適正化推進のため、次の措置を講じます。

- ①身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ②身体的拘束等の適正化推進のため、従業者に対して定期的な研修を実施します。
- ③身体的拘束等の適正化推進のための対策を検討する委員会として身体的拘束等適正化検討委員会を設置し、その検討結果に従業者に周知します。
- ④やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、定められた手続きに従って実施するとともに、必要な事項について適切に記録します。

18. 秘密保持及び個人情報の保護に関して

個人情報保護法等の規程に基づき、利用者にサービスを提供する上で知り得た情報は細心の注意により扱い、決して第三者に漏らすことのないよう厳重に管理いたします。受診時や他施設利用時の利用調整上情報提供が必要な場合に備え、予め同意をいただきます。

※これは利用契約終了後においても継続するものといたします。

※実習生・ボランティアにおいても同様とし、別途規程を設け徹底した指導を行います。

19. 相談・苦情等について

- (1) 当事業所への相談・苦情は、以下の窓口で受け付けします。 受付時間 9:00～17:30

苦情受付担当者	サービス提供責任者	太田 佐代子	078-596-6660
苦情解決責任者	管 理 者	玉田 庸子	
第 三 者 委 員	福 祉 経 験 者	水間 一彦	090-1914-8756
	法 人 の 監 事	琴浦 圭子	090-9169-7648
	地 域 関 係 者	南 誠二	080-3849-4637

- (2) 次の公的機関において、相談・苦情の申し出ができます。

神戸市福祉局（監査指導部）	078-322-6326	平日	8:45～12:00 13:00～17:30
養介護施設従事者等による高齢者虐待 通報専用電話（監査指導部内）	078-322-6774	平日	8:45～12:00 13:00～17:30
兵庫県国民健康保険団体連合会 （介護サービス苦情相談窓口）	078-332-5617	平日	8:45～17:15
神戸市消費生活センター （契約についてのご相談）	078-371-1221	平日	9:00～17:00

20. 緊急連絡体制

利用者・家族からの緊急連絡については下記のように連絡体制を確保しています。

- (1) 連絡先 固定電話 078-596-6660

- (2) 通常営業時間帯の緊急連絡（月～土 9:00～17:30）

連絡方法 利用者・家族 → 事業所・サービス提供責任者 ↔ 訪問介護員

- (3) 日曜・早朝（8:00～9:00） 夜間（17:30～18:00）

連絡方法 利用者・家族 ↔ 管理当直

↑ ↓
サービス提供責任者 ↔ 訪問介護員

21. その他の留意事項

公序良俗に反する言動を繰り返す場合、著しい迷惑行為が認められた場合等、当事業所を利用することが不適当と判断した場合は利用を中止させていただくことがあります。

また、自然災害等で安全性の確保が難しい場合も、利用の変更または中止をさせていただくことがあります。

職員に対する贈り物や飲食のもてなしはお受けできません。

指定訪問介護・指定介護予防訪問サービス・指定生活支援訪問サービス

個人情報使用同意書

神港園しあわせの家ホームヘルプセンター

神港園しあわせの家ホームヘルプセンターの個人情報の取り扱いは、下記の通りと致します。

記

1. 使用する目的

- ①訪問介護等提供のために必要な場合
(訪問介護計画及び訪問サービス計画等の作成、サービス担当者会議等)
- ②介護保険事務遂行のために必要な場合
(審査支払機関への請求、明細書提出及び照会への回答等)
- ③生命、身体の保護のために必要な場合
- ④災害時において、安否確認情報等を提供する場合

2. 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は1に記載する目的の範囲で必要最低限に留め、情報提供の際には、関係者以外に決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと
- ②事業者は個人情報を使用した相手方、会議、内容等について記録しておくこと

3. 個人情報の内容

- ①住所、氏名、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が訪問介護等を行うために必要な利用者や家族に関する情報(基本情報)
- ②訪問介護計画及び訪問サービス計画等の内容
- ③その他の情報

4. 使用する期間

訪問介護等利用契約の有効期間

年 月 日

本書面に基づいて重要事項及び個人情報使用についての説明を行いました。

事業者	所在地	神戸市北区南五葉1丁目2-30 濱岡ビル201号
	事業所名	指定訪問介護事業所・指定介護予防訪問サービス事業所・ 指定生活支援訪問サービス事業所 神港園しあわせの家ホームヘルプセンター

管理者	玉田庸子	印
-----	------	---

説明者氏名		印
-------	--	---

本書面に基づいて重要事項及び個人情報使用同意書についての説明を受け、同意いたしました。

利用者	住所	
-----	----	--

氏名	印
----	---

代筆者	氏名	印
-----	----	---

(続柄)

身元引受人 (家族代表)	住所	
-----------------	----	--

氏名	印
----	---

(続柄)